

DRP 検討委員会答申に関する対応の件

2016 年度 DRP 検討委員会における検討結果に基づく助言として、2017 年 4 月 21 日に資料 6-2 に示す通り第一次答申が示された。この答申に従って、以下の対応を行うことの承認を求める。

- 1) 第一次答申を受領し、その内容を妥当なものとして今後の JPNIC の政策決定に活用すること
- 2) JP ドメイン名紛争処理方針第 9 条の定めに従い、資料 6-3, 6-4, 6-5, 6-6 に示される通り、「JP ドメイン名紛争処理方針」及び「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」を改正すること
- 3) 速やかに答申を公開するとともに、JIPAC および JPRS に送付すること

JIPAC: 日本知的財産仲裁センター

JPRS: 株式会社日本レジストリサービス

なお、改正点 10 点は実務上の必要性に基づくものであり、紛争当事者、インターネットユーザー、一般公衆への悪影響は考えられないので、改正にあたって一般からの意見募集は不要と判断した。

■添付資料

- 6-2 2016 年度 DRP 検討委員会第一次答申
- 6-3 主な変更点に関する論点整理（第一次答申向け）
- 6-4 JP ドメイン名紛争処理方針(改正案)
- 6-5 JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則(改正案)
- 6-6 JP ドメイン名紛争処理方針および JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則に関する新旧対照表

■今後のスケジュール

- 5 月 17 日（水） 第 119 回理事会
- 6 月 1 日（木）まで 方針本体および手続規則改正案公開
- 7 月 1 日（土） 改正した JP ドメイン名紛争処理方針および手続規則を施行
- 9 月 30 日（土） 2016 年度 DRP 検討委員会活動期間終了。この日までに DRP 検討委員会より第二次答申を受領予定
- 11 月（日付未定） 第 121 回理事会
 - ・第二次答申の受諾、それによる方針本体および手続規則改正の審議
- 12 月以降 改正した JP ドメイン名紛争処理方針および手続規則の公開、施行

以上